

令和4年9月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月8日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年9月8日(木) 午前9時01分
散 会 日 時	令和4年9月8日(木) 午後2時38分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第46号	職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第52号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第56号	令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長	藤崎 秀也
市長政策室副室長	伊藤 和代
市長政策室参事兼 秘書課長	小林 勝
秘書課副参事	中山 浩一
市長政策室参事兼 総合政策課長	鈴木 誠司
総合政策課副参事	富田 真久

(総務部)

総務部長	岩間 則夫
総務部副部長	田島 盛明
総務部参事兼 職員課長	関根 正
総務部参事兼 やさしさ支援課長	小川 裕子
総務課長	小倉 英樹
ICT推進課長	中根 哲
契約検査課長	中越 好康

(財務部)

財務部長	山崎 勝利
財務部副部長	谷 広明
財務部副部長 財務部参事兼 資産管理課長	矢澤 欣子
財政課長	関口 敬一
税務課長	高田 史
資産管理課副参事	原口 佳之
	山岸 晃

会計管理者	関口 泰清
会計課長	沼上 早苗
監査委員事務局長	小川 哲夫
監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
吹上支所長	岡田 和弘
川里支所長	山縣 一公

書記	佐伯 幸子
書記	中島 達也

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。坂本晃委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第56号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を求めます。

(竹田) 皆さんがいらっしゃるところで資料請求をしたいというふうに思います。昨日、資料請求を委員長宛てに出させていただきました。議案第52号の令和4年度の一般会計補正予算(第6号)の中で、いわゆる

普通交付税が決定されて入っています。そういう点では、基準財政需要額、基準財政収入額、財源不足額、そして普通交付税額を数字でお示しをいただきたいと思います。その中で、今年度、交付税額の決定通知というのが来ていると思うのですが、その国からの通知の中ではコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく看護、介護、保育等の職員の収入引上げ分が入っていますと。それから、地域社会のデジタル化の推進に有する経費額も入れているというように国から通知が来ていると思います。ですので、その分がどのくらいあるかということが分かれば数字でお示しいただきたいのと、鴻巣市は合併特例債を活用した事業を行っていますので、交付税額の中に合併特例債分のいわゆる交付額がどのくらいあるかというのが分かったら、資料の中で数字を書いていたけるとありがたいです。

続いて、議案の第56号ですが、令和3年度の一般会計決算認定で、議会運営委員会をお願いをして各課ごとの職員の時間外勤務時間を書いていたいただきましたが、それは課全体の数字であって、1人当たりどのくらいの時間外勤務をしているかよく分かりませんので、お手数ですがけれども、各課、係ごとの1職員当たりの時間外勤務時間について資料をそろえていただければありがたいなというふうに思います。

以上2点について資料請求をお願いしたいと思います。お諮りください。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第52号及び議案第56号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

(財政課長) 52号関係の資料につきましては、52号の審議をいただく前の休憩でお配りさせていただければと思います。

以上です。

(総務部参事兼職員課長) 議案第56号、一般会計決算認定の中で時間外勤務の資料でございます。竹田委員おっしゃったように議運請求資料で課ごとののは出しておりますけれども、1人当たりのは出ておりません。議運請求資料で提出しました課ごとの中で、まず係ごとというのは担当制のない部分もありますので、課ごと、その中で、かつ時間外勤務手当

がつく職についてのを算出しまして、1人当たりの平均の時間外勤務時間についてお出ししたいと思います。

出すタイミングなのですけれども、内容を精査しまして、午後になる予定でございます。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時08分)



(開議 午前9時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第46号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですけれども、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる民間育児介護休業法の改正を踏まえ、国において非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等が行われることから、国に準じて改正を行うもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に係る規定の整理等を行うものです。

また、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正

により、子の出生の日から57日間以内における育児休業の取得が柔軟化されることを踏まえ、国と同様に子の養育休暇の取得期間を拡大するものです。

次に、主な改正の内容ですが、まず職員の育児休業等に関する条例第2条第4号の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件について、子の誕生日から57日間以内に育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から57日間と6か月を経過する日までと要件を緩和するほか、現行の第4号イ及びウの規定を整理し、改めて第4号イの（ア）及び（イ）として規定するものです。

次に、第2条の第3号は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について定めている規定ですけれども、現在では子の1歳から1歳6か月到達日までの期間、育児休業を行う場合、子の1歳到達日の翌日からに限定されていますが、配偶者が1歳6か月までの子を養育するための育児休業をしている場合は非常勤職員の育児休業の初日を1歳到達日の翌日以外とすることが可能となり、夫婦交代で育児休業を取得することができるようにするほか、特別の事情がある場合は1歳6か月まで柔軟に育児休業が取得できるよう規定するものです。

また、民間育児介護休業法では、1歳以降の育児休業の分割取得を認めていないこととしており、国においても同様な制度となるよう人事院規則を改正していることから、1歳以降の育児休業の取得回数を1回までとするよう規定するものです。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について定めている規定でございます。育児休業の対象期間を子が1歳6か月到達日とする場合の要件と同様に、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な育児休業の取得、1歳6か月到達日後の育児休業の取得回数を1回までとするよう規定するものでございます。

第3条は、改正前の地方公務員育児休業法では、原則として1人の子について1回の育児休業をすることができ、条例で定める特別の事情があ

る場合は再度の取得ができますが、改正後の地方公務員育児休業法では育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回までの取得となることから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得は条例で定める特別の事情から削除するほか、3回目の育児休業に係る条例で定める特別の事情に関し、対象が非常勤職員に限られているものを任期を定めて採用された職員についても対象となるよう改めるものです。第3条の2は、現在第2条の5で規定されているものを、地方公務員育児休業法の改正に伴い、その引用を改めるほか、同法の規定の位置を考慮して、条例中の位置を変更するものです。

第10条は、第3条第5号の改正により、再度の育児休業を取得できる特別の事情から、育児休業により子を養育するための計画について、育児休業等計画書により申し出たことを削除する一方で、この育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは残すことから、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものです。

次に、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第15号の改正ですが、これは地方公務員育児休業法の改正により、子の誕生日から57日間以内に取得する2回目までのいわゆる産後パパ育休は育児休業の取得回数に含めなくなることを踏まえ、国と同様に育児参加のための休暇の対象期間を出産の日後8週間を経過するまでの期間から出産の日以後1年を経過する日までの期間に拡大をするものです。

これら一部改正条例の施行日につきましては、人事院規則の一部改正規則の施行日と同様に令和4年10月1日からの施行とするものです。

また、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けておりますが、これは一部改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出て、再度の育児休業または育児短時間勤務をしている場合は改正前の規定を適用して取り扱うことを規定するものでございます。

議案第46号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

議案第46号の議案質疑につきましては、1人10分程度ということでご協



力をお願いいたします。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 議案第46号の育児休業の取得ということで、取得要件が緩和されたということが大筋では分かりました。それで、非常勤職員、任期を定める職員で市の正式な職員ですか、それについての説明があったのですけれども、よく分からないのが、57日間の取得の方法がちょっと意味合いがよく分からないのです。6か月後に取れるとか、1年6か月とかというような説明に取れると。2歳まで取れるということなのですからけれども、これ非常勤職員だけの話なのか、話を聞いていると鴻巣市職員も同じような取得の方法だったと思うのですが、これ分かりやすくもうちょっと具体的にお願ひできますでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) それでは、ご質問にお答えいたします。

今回の条例改正、第2条第4号につきましては非常勤職員に係る改正の分でございます。正規職員につきましては、子が3歳まで取得ということでございますけれども、非常勤職員については原則1歳まで、その後保育所等に入れない場合につきましては1歳6か月、さらにそういった事情が続く場合については最長で2歳までというふうな規定がございます。その中で、今回の取得の要件の緩和のところでございますが、非常勤職員が育児休業等を取得する場合、子どもが1歳6か月に達するまでに任期が満了して、引き続き任用されないという要件があるのですけれども、誕生日から約8週間、57日ですので、8週間以内の要するに直近の育児休業を取得する際にも子が1歳6か月になるまでの期間任用されることが明らかでないという要件だったのですけれども、生まれてすぐの期間に取得する場合については、8週間プラス6か月までに任用されないことが明らかでなければ取得することができるようにしようというふうに改正をするものでございます。

(田中) ちょっと一応説明聞いて、分かったような、分からないような感じですが、要するに57日目までに、あるいは半年までにでしたっけ、取得するというか、要するに出産が分かっていた場合には取れないという言い方なのですか、分かりやすく言うと。違いますか。

(総務部参事兼職員課長) 例えばの例なのですけれども、例えば文化財調査員という会計年度任用職員の任用があるとしめます。その文化財調査員は発掘調査を仮にやるとしまして、1年3か月の時点でその発掘調査が終わって、もう文化財の発掘調査員の任用はないですよというのが決まっている場合、その場合については、子が1歳3か月になる時点でもう行政側のほうとして任用がないのですよということであれば、子が1歳6か月になるまでに任用がされないことが明らかになりますので、そういった方は今まで取れないのですけれども、今回8週間と6か月になれば、1歳3か月になる時点ではもうなくなってしまふのですけれども、それより前にはまだその職は残っておりますので、取るようになれるというふうな改正でございます。

(田中) 要するに緩和されたというふうに思えばいいのでしょうかけれども、細かいのは後でちょっと教えてください。

(何事か声あり)

(田中) いいですか。今の……

(委員長) それって資料とか流れみたいのとかいうのはできるものなのですか。流れが、多分口頭だと分かりにくいですよ。それちょっと……

(何事か声あり)

(委員長) そういう資料って私から請求しても大丈夫なのですか。確かに聞いていても分かりにくいというのがあるのですけれども。

(総務部参事兼職員課長) 国においてもいわゆる非常勤職員の任用はございますので、国で出しているチラシを資料としてお配りするということは可能でございます。

(委員長) では、その資料、後ほど皆さんに配っていただけますか。

(総務部参事兼職員課長) はい、かしこまりました。

(田中) 一応それを見て、分からなかったら個人的に質問させていただきます。

(委員長) すみません。お諮りします。

今の資料を頂くことに皆さんご異議ないでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 分かりました。では、そのようにさせていただきます。

(田中) 忘れていたのですけれども、夫婦交代での取得が可能にということの質問をちょっとしそびれたのですけれども、一応通告してあったのですけれども、これって職場はまるっきり違っても構わないのか、一応市役所の職員でないと駄目なのかというのをちょっと確認したかったのですけれども。お願いします。

(総務部参事兼職員課長) 職場は異なっても可能でございます。

(田中) 当然相手が民間でも調整が利くというふうに考えてよろしいですか。

(総務部参事兼職員課長) 育児休業の請求をしていただく段階で、その期間と、あるいは必要な添付書類を求めて確認をしていくものでございます。

(中野) それでは、議案第46号について何点か伺いたいと思います。最初に、今、前委員の質問と答弁で概略は分かったのですが、ここで聞きたいのは、まず取得の柔軟化というのはよく分かったのですけれども、では一体ここでいう非常勤職員、これに該当する人は現在何人おられるのか、最初に伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長) 育児休業を取得できる要件につきましては、勤務日数等の要件がありますけれども、現在把握している中では、育児休業を取得できる非常勤職員は498人でございます。

(中野) 分かりました。その498人ですが、では今回の一部改正前の育児休暇を取得した非常勤職員というのは何人ぐらいおられるのか伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長) これまでに育児休業を取得した非常勤の人数は2人でございます。

(中野) 実態は分かりました。では、最後になりますが、今回の一部改正によって非常に取得の柔軟化ということからいうと、今さっきの答弁、2名しかいないと、これまで。ということになると、当然498人の中で、該当はするけれども、生産年齢

あるいは生産年齢ではないというようなことによって違って来るわけですが、まずその498人のうち生産年齢が何人いるのかということと併せて、この一部改正によって、今まで2人しかいなかったのが今後どのようになっているのか。私は、個人的には増えていくのではなかろうかというふうに思っておりますが、その辺担当課としてのお考えをお聞きしたいと。

以上です。

（総務部参事兼職員課長）まず、1点目の部分でございます。今回の条例改正、57日間の分の要件の取得の緩和のところでございます。対象が男性職員になってきます。男性職員で非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員なのですけれども、40代までの人数で見ますと5名でございます。今後の見込みですけれども、現在はそういった少ない人数でございますけれども、今後若い年代の非常勤職員の方が増えることで取得者数は増加をするというふうに見込んでおります。

以上です。

（中野）今の答弁で大方実態は分かったのですが、最後のくだりに今後非常勤職員、要するに若い方の非常勤職員が増えるというような答弁がございましたけれども、今後非常勤職員をさらに増やしていくということを考えているのかどうか。要するに正規職員ということではなくて非常勤職員を増やしていく、つまり会計年度任用職員、再任用の場合は定年後ですからいいのですが、会計年度任用職員でそうしたものを増やしていくというお考えがあるのかどうか、答弁でそういう答弁がありましたので、再度伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）再任用職員の方につきましては、恐らく該当はなかなか難しいのかなと思うのですが、会計年度任用職員を増やしていくかというところでございますが、会計年度任用職員の任用につきましては、それぞれの課の状況等にもよるところでございます。圧倒的に今女性の会計年度任用職員が多い状況でございますけれども、それを各課の任用で例えば男性職員を任用したいという、そういう性別で任用するということはないのしょうけれども、応募があった中で適当な、適

当というのはよい方がいれば、男性、女性問わずの中で男性の職員が採用となれば、そういった育児休業の取得も増えていくのかなというふうに考えております。

（中野）それでは、これ3回目、最後になると思うのですが、特に会計年度任用職員は、私の記憶ではやはり保育所がかなり占めていると思います。そういう点からいうと、先ほどの答弁の中で増えていくというようなことの中で、保育所について、やはり正規職員ではなくて会計年度任用職員等の非常勤職員、この方を増やしていく、今後ますます割合を高めていくというような考えにあるのかどうか、それについて伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）保育所の会計年度任用職員の任用の考え方につきましては、保育部門の担当になってまいりますので、職員課のほうとしてなかなかお答えするのが難しい状況でございます。

（金子）それでは、何点かお聞きいたします。

国において行うことということで、準じてということでございますけれども、条例の改正ということ、緩和されて、よい方向に行くのではないかと思うのですけれども、実施するのが流れとしては適当かなと思うのですけれども、実施しないところもあるのか、またもっと優遇するような市町村があるのかどうか。言ってみれば2歳までとか、1歳6か月ではなくて、そういうふうな先進的というか、独自なところもあるのかどうかちょっとお聞きいたします。

（総務部参事兼職員課長）育児休業の条例につきましては、その上に地方公務員育児休業法がございます。その中で、非常勤職員については1歳、その後の延長が1歳6か月まで、また2歳までということ、法定化されておりますので、その中で条例で条件を定めているというところ、また全国で同じような形で規定をしているものと考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

次ですけれども、この施行というか、施行期間ですけれども、10月1日からということでございますけれども、極端に言えば9月30日のという

ことで、施行ということで考えると、単純に9月30日の人は、言ってみれば特例みたいなことが存在するかどうか。あくまでも10月1日と、1日違いで非常に何かちょっと優遇措置がということで、優遇されるのではないかなと思うのですけれども、それに対して、有利、不利ではないですけれども、そういう考え方もあるのかなと思うのですけれども、その点について何か特例みたいなあるかどうか、措置としてですね、お伺いします。

(総務部参事兼職員課長)特別な特例というものは設けてございません。

(金子) そうしますと、それは特例ということは鴻巣市も設けないというふうな方向でよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) そのとおりでございます。

(金子) 分かりました。

それでは、この育児休暇の期間ですけれども、言ってみればこの条例の期間ですけれども、本人の希望等で短縮とか、さっき何か2回とか3回とか、そういうふうなこともございましたけれども、そういうものが柔軟にできるというふうな感覚ですけれども、言ってみれば希望等で短縮等ができるということで理解してよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 育児休業の請求期間につきましては、上限で原則1歳、さらに延長が1歳6か月、さらに2歳というのはあるのですけれども、最初の期間ここまでにしなさいという部分、短くする部分についての規定はございませんので、そこはそれぞれの請求者の判断で行うことができます。

(金子) 了解しました。

それでは、最後ですけれども、育児休暇取得後、復帰するということになりますと、単純に慣れた仕事ということで考えますと、採用するときには条件というか、規定として決まっているのかと思うのですけれども、同じ職場ということで復帰ということで考え方でよろしいのでしょうか。それとも、急に体制が変わったということで、異動とか、係替えとか、そういうものが発生するかどうか。また、それが発生するとすればどういうときがあるのか等、現状はどういうふうな方向で考えている

のかお伺いたします。

（総務部参事兼職員課長）非常勤職員の場合につきましては、その職種で採用しておるものでございますので、復帰後は同じ職種、職場になります。

常勤職員の場合につきましては、基本的には育休明けは従来所属していた部署になります。それと、多くの女性の方がその後部分休業ということで、遅く出勤して早めに帰る、送迎等の関係でというふうな部分がありますので、そういったところも鑑みますと、慣れた仕事の部分で復帰されるのが一番よろしいかなというふうに思います。ただ、内部の関係でどうしても人事異動を伴う場合につきましては、その状況によつての判断になってまいります。

以上です。

（金子）そうしますと、状況によつてということでございますけれども、今までもそのような状況が存在というか、あったのかどうかについてお伺いたします。

（総務部参事兼職員課長）ここ数年では、そういった異動はなかったと記憶しております。

（竹田）何点かお聞きします。

他の委員の質問で少しずつ分かってまいりましたが、非常勤の職員が育児休暇の延長を申請できる環境というのは、1回は出産してできるようにはなると思ふのですけれども、いわゆる会計年度任用職員を基本としていますので、切れてしまったらなかなか申請しにくいと、採用されるかどうかも含めて厳しいというふうに思いますが、そういう点だと育児休暇の延長を申請できる環境づくりというのも非常に大事かなというふうに思ふので、そのことについてお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）非常勤職員の育児休業の延長のお話でございます。育児休業、原則1回ということで、その原則1回については、特に条件はございません。もう一回の場合は、再度の延長は特別な事情ということでございますので、それは例えば配偶者の方が負傷したり、入院したりしてお子さんの面倒を見られなくなった場合については、これ

は当該非常勤職員が子の養育をする必要がございますので、そういった場合については取ることが可能ですし、職場においてもそれは理解をしていくべき部分だというふうに考えております。

（竹田）先ほどの併せての1歳までだったのだけれども、保育所に入れない場合も延長できるということも一つの要件だというふうに思うのですけれども、先ほど10月1日を施行日にしましたよね。なぜ10月1日なのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）民間のほうの民間育児介護休業法の改正にこの部分は合わせて、国、地方公共団体同時という形での設定でございます。

（竹田）人事院規則の19―0、職員の育児休業等の一部改正についてという通知が来て、それは令和4年の2月17日付の発送ですよ。それを見ると、各地方公共団体においては、地方公務員法の趣旨に沿い、下記の人事院規則及び人事院運用通知の改正内容について留意の上、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等について令和4年4月1日より適用すべく、条例の改正など所要の措置を講じていただくようお願いいたしますという通知が来ていますよね。それは、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査、照会のシステムを通じて各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えますということですので、これ4月1日から適用すべきといっても、2月17日ですから、これは3月議会に出すのは難しいと思うのですけれども、4月1日より適用すべくという点では、例えば6月議会に出すことも私は可能だったのではないかというふうに思うのです。なるべく女性が活躍できる、男女共に育児に関する支え合う環境をつくるという点を、趣旨を考えたときに、この人事院規則の19―0の通知を受けて、なぜ6月にしなかったのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）今回の法律の改正あるいは条例の改正につきましては、何回かに分けての施行でございます。こういった子育ての関係の環境の整備の部分について、3月議会においていわゆる出産サポート休暇ですとか、そういった部分については4月の1日の施行、この取



得要件の緩和の部分については10月1日からということで施行日を分けて、実施日を分けてということでございますので、2月の通知につきましては、4月からの部分についてはきちんとやってね、10月からの部分についてもちゃんとやってねというふうな部分が全体のスケジュールということでありますので、今回それに従いまして10月に施行する分について規定をするものでございます。

(竹田) ということは、先ほど特例はないのかと他の委員が質問したときに、10月1日よというふうにししましたけれども、そういう点からすると、先ほどの自治行政局の通知の中では、なるべく早めに施行して、いわゆる支援策として、とりわけ非常勤の人の働く条件も含めてやってくださいねという趣旨だというふうに思うのです。だから、そういう点を考えたときに、この条例が可決した翌日から施行するということも私は可能かなというふうに思うのですけれども、あえて10月1日としたということは何か理由があるのか確認します。

(総務部参事兼職員課長) 今回、男性の育児休業の取得の部分等もございます。夫婦で別のところで働いているというふうな部分もございまして、そこは民間育児介護休業法の施行と合わせていくことによって成立をしていく部分かというふうに考えております。

以上です。

(竹田) 続いて、先ほど夫婦でやるということも含めてあるのですけれども、妻は自分で出産したからよく分かるのですけれども、先ほどの他の職場で妻が働いていて、妻がいろいろな事情で育児休暇が取れない鴻巣市の非常勤職員の場合は、申請をするときにはどんな手続になっていくのか伺います。

(総務部参事兼職員課長) 配偶者の方が育児休業していて、1歳以降保育所等に預けられない場合に1歳6か月までの延長をしていくわけですが、その際は育児休業等承認の請求について、育児休業に入ろうとする日の1か月前までに申請をしていただいて、そこに当該配偶者の育児休業等の期間について記入をして、必要な添付書類を添付していただいて取得をしていくというふうなことになります。

(竹田) ということは、保育所に入れないよということの証明も必要ですよね。だから、保育所に入所希望をしたけれども、おたく様は入れませんと、入れない決定通知も添えるような形になるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 1歳6か月までの部分については、そういった必要な要件を満たす条件として承認をしていく部分ですので、必要ということで請求を、認めるほうの立場のほうとしては提出をお願いすることになります。

(竹田) そういう点からいうと、先ほど育児休暇を取れるというか、取った人も非常に少ない状況の中がありますけれども、しかし子育てというのは女性も男性も子どもに関してはお互い支え合ってやらなければならないので、例えばの話、女性が育児休暇を取る、非常勤で、男性も同じように会計年度で採用していた場合、両方で取るということはこの条例上では可能になるのか確認します。

(総務部参事兼職員課長) 非常勤職員の育児休業等についても地方公務員育児休業法のほうに規定をしてございます。1歳までにつきましては、同時に取ることが可能でございます。1歳以降については、配偶者が取るか、または当該非常勤職員が取るかというところでございますけれども、今回の条例によりまして、例えば今までは1歳のところが交代の部分、2歳まで育児休業が延長される場合については1歳6か月のところが交代のタイミングというふうになっておったのですが、1歳と1歳6か月のタイミングだけしか交代するタイミングがなかったのですけれども、今回の改正によりまして、例えば1歳3か月のときにも交代をしても大丈夫ですというふうなことになりますので、そういった取得の柔軟化が図られるものでございます。

(芝寄) では、通告したのは質問が出たので結構なのですがけれども、違うところで1点、このように取りやすくなるというか、権利が発生するのはすごくいいことだと思うのですがけれども、職場の人手不足だとか、取りやすさ、権利はあるけれども、手を挙げられないとか、そういったものはやっぱり、その職場の雰囲気づくりってすごく大切だなと思うのですがけれども、それを職員課は各部長とか各部に何か資料なり、こうい

うふうに雰囲気づくりというものを何か指導しているのかお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) まず、女性職員については100%の取得でございます。今後、今回の改正を踏まえてなのですが、男性職員の育児休業の取得というところが焦点になってまいります。今回の改正に伴いまして男性職員も育児休業が取得しやすくなるようにということで周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

(芝寄) 通知もそうなのですが、やっぱり各課、各課の雰囲気というのも非常に必要かなと思うのです。特に男性が取る場合って。それってやっぱり理解を皆さんしていないといけないと思いますけれども、通知だけでなく、勉強会ではないですけれども、ちゃんとしたそういうものを開くべきかなと私は思うのですけれども、取りやすいように、その辺はどのように考えているかお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) 今年度も予定はしておるのですけれども、ハラスメント研修というのがございます。そういった中では対象が所属長になってまいりますので、そういった場面で男性職員の育児休業等についても配慮をするようにということで話をしていきたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 職員の育児休業等に関する条例及び鴻巣市職員の勤務時

間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時50分)



(開議 午前10時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

補正予算の質疑につきましては、1人15分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(中野) 事前に通告をしてあるわけなのですが、特に私が聞きたいのは6ページでしたか、債務負担行為なのですが、先ほどの説明では「広報かがやき」印刷業務あるいはデータ入力業務委託等について簡単な説明ありましたけれども、私は特になぜこの「広報かがやき」、例えば4月号であれば4月の、たしか配られるのは、私どもの町内会、15日に配られるのですけれども、これなんかは4月号と打っているけれども、少なくともこれは例えば今年でいえば令和4年度でやっていく。したがって、5月15日、5月号ですね、これからが実は新年度の支出になると思っています。ところが、ここで今言いましたように「広報かがやき」は3,308万9,000円の追加になっていますけれども、そうするとこれは少なくとも債務負担行為を組まなくても、新年度になってからでも間に合うのではないかというふうに私は判断をするのですが、その辺なぜ債務負担行為としてやるのか。

さらには、データ入力の業務委託、これ641万円債務負担していますが、これも内容がよく分からないので、これについてお聞かせいただきたいということでもあります。

（市長政策室参事兼秘書課長）今回の債務負担行為は、令和5年4月号を発行する際に、原稿の入稿ですとか校正、発行準備作業は今年度中に行う必要がございます。ですので、実質的には令和5年4月号を発行するためには令和5年の2月末から3月から作業を始める形になります。ですので、今回債務負担行為を承認いただきまして、速やかに発行の準備を進めていくという考えで債務負担行為を起こさせてもらっております。

（ICT推進課長）データ入力業務の内容でございますけれども、主に子どもの医療費の申請書ですとか、重度心身障がい者の医療費の請求書、それと各種予防接種の結果表と各種健診の結果表、そういったものを原票、紙でございますので、それをデータパンチによりデータ化をして、それぞれの業務システムにデータを取り込むというような内容でございます。

以上です。

（中野）2つの債務負担行為であります、最初の「広報かがやき」、あるいはデータ入力業務委託についても、私の記憶では、歳出については少なくとも出納閉鎖が4月あるいは私5月というふうに記憶もしているのですが、そうすると出納閉鎖がそういう時期にある以上、あえて債務負担行為を組むというふうになぜやるのかがよく分からない。特に「広報かがやき」の説明がありましたけれども、2月ぐらいから着手するのだというようなことではあります、少なくとも今言った出納閉鎖との関係でいえば、あえてやらなくてもいいのではないかという気がするのです。

それともう一つは、2番目のデータ入力業務委託については、いわんやこれは時期的な問題を含めて言えば、必ずしも債務負担行為を組んでやる必要はないのでなかろうかというふうに今答弁の内容を聞いていて、いつまでやらなければいけないとかというような時期的な問題が、今言

ったデータ入力について言えば、時期的な問題がよく分からない。となると、債務負担行為を組む必要はないのでなかろうかと。会計の原則からいえば、債務負担行為を組むというよりは、むしろ現年度予算は現年度、新年度は新年度からというのは、これはやっぱり非常に会計原則からすれば一番私は分かりやすいし、それがいいと思っているのですけれども、今申し上げましたように債務負担行為を組む理由が出納閉鎖との関係で理解できないので、その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

（市長政策室参事兼秘書課長）現在、広報のほう、先ほど中野委員からありましたが、現年度予算という形なのですけれども、4月号の発行に関してはもう令和5年度になっておりますので、正しくやるために令和5年度の4月発行するものを3月に行動を起こすために議員の皆さんのご承諾をいただきたいという形で考えております。

（市長政策室長）すみません。補足をさせていただきますと、お金の流れにつきましては委員おっしゃるとおり出納閉鎖期間なのですが、どうしても前年の用途範囲で払うためには3月31日までの納品というのがございすけれども、広報につきましては4月15日号は4月に入ってから納品になりますので、そうしますとやはり前年度予算でお支払いをすることは好ましくない。好ましくないというか、お支払いができないということでございすので、債務負担行為を組ませていただいているような状況でございす。

以上でございす。

（ICT推進課長）データ入力業務委託でございすますが、本業務の契約期間、予定としましては、令和5年4月1日から1年間を予定してございす。データ1回目の受渡しというのが4月中旬以降から始まります。本債務負担を認めていただけた後に入札で業者を決定する予定としてございす。業者が決定しましたら、まず請負業者のほうではデータ入力のプログラム作成、そして4月以降品質がちゃんとできるようにということでテストデータの入力、取り込み、そういったものを3月中までに終わらせて、4月以降順調に、確実にデータパンチができるようなことを予定してございすので、今回お願いしているものでございす。

以上です。

（中野）ただいまの質問については、これで答弁、再答弁がありましたので、了といたします。

次に、同じく6ページに地方債補正が、臨時財政対策債ですけれども、当初は6億8,000万ですか、それが限度額ですね。これが今度は補正後は5億6,400万になっていますけれども、言ってみれば1億1,599万6,000円が補正後として限度額減額されたわけでありますが、これについて、主たる理由は何なのですか。

（財政課長）臨時財政対策債につきましては、当初予算編成時、地方財政対策での伸び率が令和3年度に対しまして普通交付税3.5%、臨時財政対策債マイナス67.5%となっていることを考慮しまして、実質交付税額を71億8,000万と推計しておりました。実際、普通交付税が今回90.5%、臨時財政対策債9.5%と配分されることを見込んでおりましたところなのですが、普通交付税が約92.5%と案分が多くなったため、予算に対しまして実額である交付税がプラス補正となりまして、臨時財政対策債がマイナス補正となったところ です。

（中野）この辺はちょっと私もよく分からないのですが、今の理由を聞いた中で地方交付税の関係ということをおっしゃいました。逆に言うと、臨時財政対策債は、これはつまり国が100%保障する、つまり後年度の地方交付税に算入されてくるという、国も大変苦しい状態でこういうものをつくってきたわけですけれども、起債としては非常に有利な起債だと思っています。そういうものをあえて1億1,500万も限度額を減額するということになる、有利な起債なのだから、そうしなくてもいいのではないかというふうに単純に思うのですが、それは私の、今質問者の考え方は間違っているのかどうか、それを伺っておきたいと思えます。

（財政課長）中野委員がおっしゃりますとおり有利な地方債であることは間違いありませんが、実は今回示されています額が今回補正をさせていただいた金額になっておりまして、国がここまでしかお金は貸しませんというところですので、おっしゃるとおり有利なのですが、ここまでしか借りられないという状況になっております。

(田中) 何点か出したのですけれども、政策総務に関係するというのは1点しか質問が残っていないのですが、それで一応質問させていただきます。

地方特例交付金の4,906万9,000円というので、さっきちょっと説明があった……

(委員長) 何ページですか。

(田中) ここは8ページ。いろんなところに出てくるのです。それの一応どこかで個人住民税減収補填特例交付金という、それで要するにその金額の基準は何を基準に出てくるのかということがちょっと分からなかったもので、教えていただきたいのですが。政策総務に対する質問それだけなのです。すみません。

(財政課長) 田中委員のご質問にお答えします。

こちらにつきましては、税源移譲による所得税の減少から、所得税で控除し切れない住宅ローン控除減税を住民税から控除するという形になります。地方公共団体の減収分を補填するため、当分の間措置されるということで交付されているものになります。

(竹田) 今回、交付税の決定ということで先ほどの資料請求をしまして、出していただきまして、ありがとうございました。その中からちょっと質問をさせていただきますけれども、基準財政需要額と基準財政収入額、財源不足という、だから基本的には70億910万4,000円が入る予定だったのだけれども、実際に交付された金額が69億9,187万3,000円ということですよ。あと、交付税の中の特例債の交付金がこの部分でやりながらやっていくという理解なのですけれども、先ほどお願いしたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策というのを総務省が発表していて、今年度は交付税額の算定結果についてというので7月26日に総務省が発表しています。その中で、介護、保育等の職員の収入を上げなさいということで、2月から9,000円上がって、今年度ずっとやっていて、かつ今年度の中では現場で働く人の収入を3%引き上げるための措置を交付税の中に入れていきますというのが交付税の算定結果の総務省からの通知なのですけれども、鴻巣では不明になっていますよね。これはなぜ不明な



のかお聞かせいただきたいと思います。

(財政課長) 委員のご質問のとおり、総務省報道資料によりますと、令和4年10月以降、看護、介護、保育等の職員の収入引上げとありますことから、「令和4年度地方交付税制度解説」という本がございまして、そちらのほうを確認させていただきました。社会福祉費における標準団体行政経費積算内容というところがございまして、これは人口10万人を基準として算出している資料となっております。実際、鴻巣市と近い値が出てくるのかなというところなのですが、この中に、恐らくなのですけれども、施設型給付費、保育所の先生の部分というところですかというところに入っているのかなというところは考えられるのですが、若干ここ、その説明には何もない状況です。昨年度と比較してみますと、令和3年度、この施設型給付費20億3,415万4,000円という形で書いてありまして、令和4年度は20億8,743万4,000円と、確かに5,328万円ほど施設給付費という項目では上がっております。しかし、これだけでは全ての経費を算出するということができないので、ほかの増減と相まって算出されるという形でして、社会福祉費の単位費用としますと、令和3年度2万7,600円から令和4年度2万7,700円と確かに100円増しております。また、その社会福祉費の中にまた項目があるのですけれども、児童福祉費を見ますとマイナス4円という形で、実際どこで上がっているのかが分からない状況です。ただ、需要額につきましては、単位費用の増を受けまして、社会福祉費は令和3年度27億2,550万円から令和4年度27億8,307万4,000円ということで5,757万円ほど増加しているというところも見受けられました。

また、高齢者保健福祉費について確認しますと、こちらにつきましては扶助費の項目に、養護老人ホーム保護費中に令和4年度により新たに「うち処遇改善を図るための老人保護措置費に関わる支弁額の改定に伴い生じる経費の増額分」と明記されております。しかし、こちらも単位費用額は、高齢者福祉費というのが65歳以上と75歳以上で分かれていますのですが、令和3年度は単位費用としますと7万3,400円だったところ、令和4年度は6万9,400円で減していたり、逆に75歳以上の場合は、令和3年は

またさらに8万7,400円から令和4年度は8万500円と、こちらでも単位費用は減少しております。ただ、需要額については、65歳以上に関してはやはり3,760万円減をしているのですが、75歳以上に関しましては4,500万以上増加しているという状況がございまして、実際のところ何をもって上がっているかというのが分からない状況でした。なので、大枠で増減があるために、収入の引上げ分は幾らですというのが明確にはお話しできないところになっております。

(竹田) 分かりました。昨日請求して今日出していただくというのは非常に大変かなというふうに思うのですけれども、でも総務省の通知は7月26日でもう来ているわけですから、そういう点では、資料請求したときにこれはどういうことですかということでも聞かれたりとかしていますので、よく調査していただいて、一番は、いわゆるケア労働者の賃金が低いというのはもう社会的な常識になっていますので、10月1日以降分の地方負担を算定して今回交付税参入していますよということですので、今後ぜひよく調査して予算化していただけるようにちょっとお願いしたいなというふうに思います。そういう点では、よく調査して、今後予算化するという方向で検討できるかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

(財政課長) こちらのほう、保育部門に関しましては特定教育・保育所等支援事業というところで既に10月以降分というところをプラスで見えております。

また、障がい福祉のほう、障害者自立支援給付費というところでこの処遇改善のところを見ていくというお話と、あと介護関係、居宅介護サービス給付費という辺りで処遇改善の部分辺りを見ていくというような原課のお話がございまして、こちらのほうは12月補正でどちらも見ていくような形になるかと思っておりますので、そちらも注視しながら精査してまいります。

(竹田) では、債務負担行為補正の6ページです。先ほど「広報かがやき」印刷業務について質問が出ましたけれども、前年度と比べると、前年度が3,235万円だったのです。だけれども、今回3,308万9,000円という

ことで費用が増えていますが、これは今の時世の中では紙代とかインク代とか本当に上がっていますが、これらが加味された数字なのかを確認します。

（市長政策室参事兼秘書課長）竹田委員のおっしゃるとおり、原油の高騰ですとか、パルプの高騰等の影響がありまして、こちらのほう価格が上がっております。

（竹田）それに引き換え、データパンチによる金額は昨年度が658万7,000円だったのですけれども、今回641万円で計上されています。これは何ゆえでしょうか。

（ICT推進課長）本業務の積算によると思いますが、今回の限度額の設定につきましては、複数社見積りを取りまして、その平均を限度額とさせていただいております。ですので、各年度によって業者からの見積りが若干異なりますので、そういった違いは出るかと思えます。

以上です。

（竹田）金額の差異が出るという要因は、最終的には企業努力ということにはなると思うのですけれども、その企業努力の中身として私心配するのは、委託ですから、そこで働く人、データパンチは基本的には人件費が圧倒的多数ですよね。そこの部分で差異が出てきたり、減るということは、そこで働く人の賃金とかそういうところは試算というか、資料を取り寄せた段階ではどのようになっているのでしょうか。

（ICT推進課長）すみません。先ほどのところで若干ちょっと補足をさせていただきますと、各業務の予定数量というものが各課から上がってきます。その際に、令和5年度につきましては、子どもの医療費、独り親医療費、その辺りが現物支給が始まるというところで、原票の予定数量が減ってございます。見積りを取る際になのですけれども、その人件費の部分を限定してというのは、基本的に原票1枚当たりの中の見積りに含まれていると考えておりますので、個別に内容聴取ということとはしておりません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時42分)

---

(開議 午前10時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

---

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから決算の歳入の質疑に入りますけれども、決算の質疑につきましては1人30分ということでご協力お願いいたします。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(坂本) それでは、歳入のほうですけれども、先ほど少し説明があったのですけれども、20ページだったかな、財政課の交通安全対策特別交付金なのですけれども、何かさっきの説明を聞いていると反則金があるなしでその率が変わってくるようなこともあったのですけれども、この制度をちょっと説明お願いしたいと思います。

(財政課長) すみません。交通安全対策特別交付金につきましては、反則金と事故件数に応じて各市町村に交付されるような形になっております。

(坂本) これは去年より少し金額が減っているのです。去年の決算よりも多少減っているような気がするのだけれども、件数が多いと来るの。

(財政課長) 坂本委員のおっしゃいますとおり、事故件数は最近減ってきている傾向にございまして、やはり事故件数が減ってきますと減るといふ傾向があるようです。

(坂本) この対策交付金は、本当はゼロのほうがいいのだろうけれども、要するに来るといふことは使い道があるわけです。では、どういうものに使っているのか。

(財政課長) こちらの交通安全対策特別交付金は一般財源扱いとなっておりますので、実際には財源充当はしておりません。市では、道路交通安全施設の設置及び管理等に関する財源としてこちらのほうを考えておりまして、充当はしていませんが、使途としましては、道路反射鏡修繕工事や防護柵修繕というところで施設修繕料に約631万円、道路反射鏡設置工事やガードレール設置工事、区画線設置工事、歩道整備工事などで約2,388万円の支出がございますので、こちらの財源になっていると考えております。

(坂本) では、次は42ページ、総務課のほうなのですけれども、金額は1万9,000円かな、幾らでもないのだけれども、学校基本調査委託金とい

うのあるのです。42ページで。今までこの基本調査委託金って、これ見ていたことなかったのだから、私が気がつかなかったのだから分からないのですけれども、これは毎年こういうのがあるのかどうか。調査をしているのかどうかですね。

(総務課長)学校基本調査というのは毎年行っている調査でありまして、毎年5月1日を基準日として学校に関係する基本事項、例えば児童生徒数や教職員数、生徒数、あとは施設面積等の調査を行っております。調査対象は、幼稚園ですとか幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、また高等学校や大学、特別支援学校、専修学校などとなっております。これまでも毎年のように調査を行っております。以上になります。

(坂本)私が見ていなくて気がつかなかったのだ。大した金額ではなかったから、あんまり見なかったのかもしれないけれども、出している数字はそんな変化はない、子どもの数とかそういうのは年によって違うけれども、それほど変わる状況ではないよね、これは。この中に今言った認定幼稚園、それとこども園と言ったっけ、それも全部入っているのですか。

(総務課長)まず、金額につきましては、前年度も同額の1万9,000円ととなっております。調査対象なのですが、幼稚園とか、あとは幼保連携型認定こども園も対象となっております。以上です。

(田中)10点ちょっと出しているのですが、かぶるところもあると思うのですが、一応ページ数に従って質問をさせていただきます。まず、環境性能割なのですが、この……

(委員長)ページ数は。

(田中)14ページです。これは軽自動車の環境性能割ということで、去年のも持っているのだけれども、増えている増えていないというので……増えているのです。それで、これというのは、車の車検証のところに入っているのを前ちょっと見たのだけれども、前はリサイクルか何かが入っていたような気がするのですけれども、それかこっちが見落とし

たので、去年のがあるということは何年か前から環境性能割というのがあるようになったのだと思うのですけれども、それはどういう基準で課せられているのか、金額が、という質問をまずさせていただきます。

(税務課長) 環境性能割とは、以前は自動車取得税と呼ばれていたもので、軽自動車を取得したときに課税される税金でございます。名称につきましては、令和元年10月1日から名称が変更されております。名称変更の目的ですが、環境負荷の小さい自動車の普及促進を目的とするため、環境性能割といった名称にしております。そのため、燃費性能に応じて税率に差をつけるといった方法を行っております。例えば電気自動車や天然ガス自動車はゼロ%、非課税という扱いにしております。ガソリン車やハイブリッド車については、その環境性能に応じて1%や2%の税率にしております。

以上です。

(田中) 先にも出しているのですけれども、これ多分ほかのところでも出てくると思うのですけれども、多分そっちは普通車でバック、バックというか、市のほうの税金ではないのだけれども、普通車もしくはトラックなんかもあるのかどうか分からないのだけれども、それに対して戻ってくるのだと思うのですけれども、その比率等とか、その戻ってくる仕組みについてお伺いします。ちょっと質問が難しくなってしまったかな。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時07分)



(開議 午後1時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) お待たせしました。環境性能割税額を税源としまして、収入の95%の100分の47の額、約4.5割を市町村に対し、道路延長2分の1、面積2分の1により案分して交付されるものになっております。

(田中) 今のでほかの部分でも戻ってくるのが多分あると思うのですけれども、要するにまた後で出てきたとき聞きますけれども、道路の距離

と面積に応じて取りあえずは45%と今答弁だったのですけれども、ちょっとほかの戻ってくる額についてページで出てきましたらまた質問するかも分からないですが、よろしくお願いします。取りあえずはそこで結構です。

次に、私勘違いして質問事項をつくってしまったのですけれども、たばこ税が減っているのだと思って書いたのだけれども、たばこ税、去年から見たら増えているのですね、3,000万近く。なぜこの時期でたばこが増えるのかなと。これもし、推測でいいのですけれども、分かりましたらお願いをします。

(税務課長) まず、たばこの売上げ本数で比較しますと、令和3年度が約9,420万本、それに対しまして令和2年度は約9,580万本と約160万本減少しております。やはり喫煙と健康に関する意識の高まりや喫煙環境の変化により喫煙者数が減少したということが売上げ本数の減少につながっているのかなと思います。しかし、令和3年10月1日からたばこ税の税率が引き上げられており、国税と地方税を合わせて1本当たり1円、1箱当たり20円引き上げられましたので、その影響により市たばこ税が増加したと考えております。

以上です。

(田中) では、税率が上がったということで税金自体は上がったというふうに解釈してよろしいわけですね。

それでは、次に行かせていただきます。さっき事前にちょっと言っていた同じような質問になるのですけれども、16ページ、これ似たようなものなので、一緒に答弁してもらっても結構なのですけれども、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税、これはさっきちょっと質問したのに近いので、ちょっと比率等々、さっきの道路の距離、面積にこれも比例するのかなと思いますので、その辺の説明をお願いします。

(財政課長) 地方揮発油譲与税の市町村に入る比率は、地方揮発油譲与税の収入額の全額を都道府県指定都市で100分の58と市町村に100分の42で案分しまして、委員のおっしゃいますとおり市町村道の延長ですか面積に応じて交付されるものになっております。



また、自動車重量譲与税に関しましては、収入額に対しまして、令和元年度から3年度までは1,000分の348ということが決められておるのですが、当分の間ということで1,000分の422ということで交付されております。都道府県にその422分の15を交付してございまして、残りを、422分の407を市町村にということで交付をされている形に今なっております。以上です。

(田中) 次に、18ページのゴルフ場利用税交付金なのですが、令和3年度は1割近く2年度に比べて増えていたと思うのですが、これってコロナ禍で籠もっているのではなくて逆にゴルフを利用したのかなとか、その辺がちょっと理解ができないのですが、以上です。

(財政課長) 新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ自粛傾向であったのですが、ゴルフについては令和2年夏頃から回復傾向ということで、ゴルフブームということで重なったことから、前年比18.6%増になったものと考えられております。以上です。

(田中) すみません、続けさせていただきます。20ページの、質問が自分で質問していて意味が分からなくなってしまったのですが、申し訳ないです。要するに20ページなのですが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金なのですが、令和3年度が最高かという質問を出したつもりなのですが、こっちに減収と書いてあるのでちょっと分からなくなってしまったのですが、申し訳ないです。

(財政課長) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ですが、こちらは内容としては2つございます。1つ目は、中小事業者等が所有する償却資産及び事業者用家屋に関わる固定資産税及び都市計画税の軽減措置であり、固定資産税及び都市計画税を約850万円(P.31「8500万円」に発言訂正)ほど減額したことによる国からの補填金でございます。2つ目は、生産性革命実現に向けた固定資産税の特例の拡充による地方公共団体の減収補填となっておりますので、対象となる家屋、償却資産がなかったため固定資産税は減額しておりませんので、こ

ちらについては補填金もございません。

また、2つ目の減額措置に関しましては令和3年度から令和8年度までの間行われますが、1つ目の減額措置については令和3年度のみのものでございまして、そのため田中委員のお見込みのとおり令和3年度が最高かと思えます。

先ほど私、固定資産税及び都市計画税を約850万と言ってしまったのですが、8,500万円減額したというのが正しいです。申し訳ございません。訂正します。

以上です。

（田中）次に、同じく20ページなのですがけれども、さっき坂本委員のほうでちょっと質問したようなのだけれども、内容はちょっと違うのですがけれども、交通安全対策特別交付金なのですが、これの使い道というのでちょっと質問をさせていただきます。

（財政課長）先ほど坂本委員さんのほうにもお答えさせていただいたところなのですが、使途としましては、道路反射鏡修繕工事や防護柵修繕工事という施設修繕料に使っておりますものが約631万円、また道路反射鏡設置工事、ガードレール設置工事、区画線設置工事、歩道整備工事など約2,380万円の支出がございまして、こちらのほうに使っているような形になっているかと思えます。

以上です。

（田中）次に、22ページなのですがけれども、自動販売機等設置使用料が吹上、川里、鴻巣もあったと思うのですがけれども、人口比等とかで見ると川里のほうは何か多かったのですが、何で吹上のほうが低いのかなと。自動販売機の使用料ですね。これ私のほうの勘違いかもしれないけれども、売上げというふう考えたので、ちょっと質問したのですがけれども。

（吹上支所長（部長級））吹上、川里両支所の自動販売機等設置使用料におきましては、共通して本使用料に埼玉りそな銀行ATMの設置使用料が含まれております。このATM使用料をそれぞれ鴻巣市行政財産の使用料に関する条例より算出をいたしますと、吹上支所の状況につきましては、建物の中ではなく屋外の駐車場の一角を使用しているため、敷

地の使用料のみが使用料として算出をされております。一方、川里支所の状況につきましては、建物の中の一部を使用しているため、先ほど申し上げましたように吹上支所と同様に敷地使用料は発生しておりますが、これに加えて建物使用料が使用料として新たに加わるものでございます。したがって、吹上支所におきましては建物使用料が含まれておりませんので、川里と吹上を比べた場合に川里支所のほうの使用料が多いというような状況がございます。

以上です。

(田中) 36ページ、やさしさ支援課のほうなのですが、結婚新生活支援事業費補助金で質問したいのですが、どのような基準で支払われるかということと、結婚なのですが、年齢の基準があるのかどうかということをお聞きします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 市民に交付する結婚新生活支援事業費補助金の対象要件についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 対象要件といたしましては、婚姻日において夫婦ともに39歳以下で、夫婦の合計所得が400万円未満、年収にしますと約540万円の世帯であることが補助対象者の要件となっております。

以上です。

(田中) 次に、44ページです。土地売却収入なのですが、資産管理課、こちらの1億4,687万2,829万円というのはどこの土地の売却なのかを質問します。

(財務部参事兼資産管理課長) 土地の売却収入につきましては、赤道などの払下げが7件と公売7件の合計14件になっております。これの具体的な所在地と金額につきましては、本年3月議会の政策総務常任委員会に資料として提出させていただいておりますので、こちらを御覧いただきたいと思ひまして、格納場所をちょっと申し上げますと、政策総務常任委員会のところのその先の20、令和4年を開いていただくと3月定例

会がありまして、こちらの3月定例会の中に資料がありまして、この資料の5番目に議案第13号、令和3年度土地売払収入一覧表という資料がございます。よろしいですか。

(はいの声あり)

(財務部参事兼資産管理課長) こちらの資料の1番から7番が払下げになっておりまして、8番から14番の7件が公売による売却になっております。この1番から14番までを合計した金額が1億4,687万2,829円になっておりまして、15番目の氷川町というのが予算書のその下にあります市街地整備課の土地売払収入98万476円と、このようになっています。以上です。

(田中) 今の説明で、ちょっと私の聞き方も悪かったのですけれども、分かりました。一応1億円超えるやつが赤道とか全部含めてので、単品というのではないのですけれども、98万が別個に一連の土地だというふうに考えればいいのですか。そう言うと余計おかしくなってしまうかな。さっきの表ちょっとここにすぐ出なかったもので、後で確認させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に46ページです。企業版ふるさと納税なのですけれども、この企業版ふるさと納税というのは返礼品はたしかないと聞いたような気がしたのだけれども、ちょっとその確認をまずさせてください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 企業版ふるさと納税の返礼品についてお答えさせていただきます。

この企業版ふるさと寄附金ですけれども、寄附を行った事業者がその代償として経済的な利益を受けることは禁止されていることから、返礼品の贈呈はございません。

以上になります。

(田中) 次に、50ページなのですけれども、市税延滞金なのですけれども、去年に比べて多分減っているような気がするのだけれども、それで延滞金が減ったということは徴収率が上がったというふうに考えればいいのかという質問なのですけれども。

(財務部副部長) 市税延滞金は、平成29年度の約1億115万円を最高額と

して、以降、令和2年度は若干の増加となっておりますが、減少傾向となっております。延滞金の減少については、徴収強化により延滞金の滞納整理が進んだこと、現年度の徴収率が高く、収入未済額が少ないことで延滞金がつくような案件が減少していること、延滞金の率が平成26年以降大きく下がっていることも延滞金の減少となった原因と考えております。

以上です。

(田中) 私の質問は、時間なので、以上です。

(委員長) 終わりですか。

(田中) 結構です。

(金子) それでは、歳入でございますけれども、ちょっと私のほうは昨年度と比較というのが結構多いのですけれども、それでちょっと比較対照ということで考えてみました。その中で、一番初めが14ページです。14ページのところで、これは税務課のほうの滞納繰越分ということで、ここが何か、これ法人のところは806万4,500円ということになっておりますけれども、昨年が32万2,200円と何か随分低かったのです。ですから、これの要因ということでちょっとお聞きいたします。

(財務部副部長) 影響の一つとして考えられるのは、令和2年度にコロナ対策として新型コロナウイルスに係る特例徴収猶予制度が創設された影響と見られます。この制度が適用された場合には、本来の納期限から1年間を限度として納付が猶予されるもので、29件、1,008万3,000円、これは調定率の約1.4%に当たりますが、適用されております。令和2年度法人市民税現年度分の決算は、徴収率98.6%、前年度比マイナス1.3ポイントと大きく減少しました。令和2年度滞納繰越分の調定額が108万7,000円に対し、新型コロナ特例徴収猶予の影響から令和3年度滞納繰越分の調定額が904万3,100円と約800万円増加した中で、猶予期間終了に伴い納付が開始されたこともあり、徴収率が89.2%、前年度比59.6ポイントの増となったことから、収入済額が806万4,500円、対前年度約774万円的大幅増となったものです。

以上です。

(金子) 分かりました。

次ですけれども、18ページです。これもやはり法人事業税交付金ということで、これも大幅増ということでございますけれども、ちょっと内容についてまた簡単に説明をお願いします。

(財政課長) 法人事業税交付金ですが、こちら地方法人税、国税について、新型コロナウイルスの感染症の影響により企業活動が停滞していたものが業績の回復傾向にあると推測されることから、県からの交付基準額の算出が多くなっております。昨年度は3.4%から令和3年は7.7%となりまして、85.5%の増加となっております。鴻巣市に納める法人市民税の割合は3年連続減となっている状況なのですが、県の交付基準が大幅に増額になったことによる伸び率のため、大幅な増となっている状況です。

以上です。

(金子) 次ですけれども、18ページの、同じですけれども、自動車取得交付金ですけれども、これ項目的に去年はなかったのですけれども、これ今回1万8,386円ということでございますけれども、こちらについて項目説明をお願いいたします。

(財政課長) 自動車取得税につきましては実際廃止されておりますが、令和3年度に交付されました金額につきましては神川町で錯誤額92万8,000円と前回交付時からの繰越金マイナス35円の合計92万7,965円から令和3年度中に配分できる92万7,899円を神川町以外の各市町村の道路延長や道路面積分に案分して算出されたものを配分された形になっております。

(金子) 了解です。

それでは、次が30ページです。30ページのこれは社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、これについては昨年よりも大幅減ということで、昨年……

(何事か声あり)

(金子) 30ページ。去年が414万8,000円。その業務としてそういうふうな事業があったのだと思うのですけれども、今回大幅減ですけれども、

これの要因をお願いいたします。

(ICT推進課長) まず、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISでございますけれども、こちらによる自治体中間サーバーの安全かつ安定的な運用のために、市では社会保障・税番号制度中間サーバー交付金として国の人口割によって決められた市町村分の負担額を支出しております。その中で国が負担する自治体中間サーバーの更改における設計、構築及び移行に係る経費について、補助金の交付を受けるものとなっております。J-LISにおけるシステム更改が令和元年度から令和3年7月に完了しましたので、令和2年度と比較して279万7,000円の減額となったものでございます。

以上です。

(金子) 了解しました。

次ですけれども、36ページのこれは結婚新生活支援事業費補助金でございますけれども、こちらにつきましては何か県のほうの補助で3分の2ということで、これについての実績というか、件数とか内容等について説明をお願いします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) この補助金は、結婚に伴う新生活の住居費用等を支援する結婚新生活支援補助金の支給実績に応じた県の補助金となりますが、令和2年度と比較して3年度の歳入が大幅に増加した主な要因は、先ほど委員がおっしゃったとおり、補助率が2分の1から3分の1に引き上げられたこと……

(何事か声あり)

(総務部参事兼やさしさ支援課長) すみません。2分の1から3分の2に引き上げられたことと、それから支給の実績が令和2年度は304万2,000円でしたが、令和3年度は921万円に増加したことによるものであります。

以上です。

(金子) 分かりました。そうしますと、合計するとそのような数字になるということでございますね。

それでは、44ページです。これICTの推進でございますけれども、物

品の売払収入ということで、これについては業者を選定して、それで物について売り払ったということで、その売り払ったものの、売却したものの内容と、あとの業者というのとは何か、例えば1者だけではなくて、一番高い業者を選定して売払いをしたということなのではないでしょうか。そのところちょっとお伺いいたします。

(ICT推進課長) まず、売払いした物品でございますけれども、主には職員が業務で使用しているパソコン、これの入替えに伴い不要となったパソコン、それと庁内で稼働しておりましたシステムの更改に伴うサーバーやプリンターと業務端末、そういったものが主なものとしまして、細かい機器を入れますと合計で405台を売り払ったものでございます。また、業者選定につきましては、3者から見積りを徴取しまして、一番高い見積り金額を提示した業者を選定しております。

以上です。

(金子) 当然売り払ったということで、機材ということで、パソコンとかについてはその内容等についても焼却ということで、そこまで指示しておられるとは思うのですけれども、確認の意味でお聞きいたします。

(ICT推進課長) まず、売払いに当たりましては、ハードディスクですとかそういったデータが記録されているもの、これに関しては、特にハードディスクは市役所の敷地内で穴を空けるなどの物理破壊をしております。それ以外のパソコンの部品ですとかそういったものにつきましては、リユースも認めております。また、物理破壊したのものに関しましては写真を撮って、また職員が当日、物の数の確認ですとかそういったことを行って引渡しをしている状況でございます。

以上です。

(金子) 分かりました。

次でございますけれども、46ページです。企業版ふるさと寄附金でございますけれども、去年に比べると、去年20万、今回230万と大きいのですけれども、そのときによっていろいろ寄附された方が多かったか、少なかったかということとは思うのですけれども、これの件数とか、幾らぐらい寄附を多い方はされたのかとか、それも参考にお聞きいたします。



（市長政策室参事兼総合政策課長）企業版ふるさと寄附金についてお答えさせていただきます。

令和2年度は、同一事業者から2回、それぞれ10万円という形で20万円の歳入でした。令和3年度に関しましては、合計6者、10万円が3者、50万円が2者、100万円が1者で寄附をいただきましたことにより、昨年度より210万円の増となっております。

以上でございます。

（金子）そうしますと、この6者の方にやはり感謝状みたいな形のもので意を表されているのかと、組まれているのかということなのですかけれども、どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら寄附いただいた方、企業様には感謝状をお渡しすると、市のほうのホームページでこういった寄附をいただいた事業者さんのご紹介をさせていただいたりはしております。以上です。

（金子）それでは、了解しました。

そうしましたら、54ページです。54ページのところで、市の市有物件災害共済会建物保険金ということで、今回、何か先ほどの説明ですと落雷による建物補償ということで、4件とかということでございますけれども、これについてももう少し詳しく。この4件のためだけの補償料ではないですよ。そこのところちょっともう一回詳しくお聞きいたします。

（財務部参事兼資産管理課長）市有物件災害共済会建物保険は、全国市有物件災害共済会が運営しております共済保険で、市有建築物や工作物に火災ですとか、落雷ですとか水害、こういった被害が生じたときにその修繕等に係る経費を補償してもらうというようなものになっております。令和2年度は、陸上競技場、総合体育館、吹上支所、鎌塚保育所で落雷被害がありまして、これらの修繕に対する保険金といたしまして90万3,932円の支払いがありました。

令和3年度は、コスモスアリーナふきあげ、鴻巣東小学校、上谷総合公園野球場、陸上競技場で落雷の被害がありまして、保険金の支払いをしていただいたというものになっております。コスモスアリーナふきあげ

につきましては、落雷により多目的トイレの自動ドアとその鍵のセンサー、それから中央監視盤が破損したことによりまして、保険金額は約124万円になっております。鴻巣東小学校につきましては、やはり落雷で体育館の自動火災報知設備と屋内消火栓設備が破損しまして、保険金は約60万円。上谷総合公園野球場につきましては、やはり落雷で給水ポンプと照明灯のリレーが破損いたしまして、保険金は約6万円。陸上競技場につきましては、落雷によりまして屋内消火栓ポンプが破損しまして、保険金は約88万円となっております。これらの合計が277万9,258円となっております。令和2年度と件数は同じ4件なのですが、コスモアリーナふきあげですとか陸上競技場の修繕費が高額であったということから保険金も増額しております。

以上です。

（金子）分かりました。やはり保険を掛けていてよかったなと思われますけれども、これは言ってみれば保険料というか、率、これは総額、かかった費用の100%ではないとは思うのですけれども、どのくらいの率でこの保険がいただけるのでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）基本的には修繕にかかった費用がそのまま満額支払われるというのが普通なのですけれども、例えば今回の場合ですと、上谷総合公園につきましては照明灯のリレー設備というのがもともとちょっと経年劣化があったというようなことで、その経年減額分が約80%ほど減額されておりました、これだけについて見れば修繕費が13万8,600円なのですけれども、保険金のほうは6万1,160円支払われております。そのほかのものについては、鴻巣東小学校で実は屋内消火栓の設備を置いていたところがちょっと別棟の小さな小屋というか、建物のようなところに置いておりました、この部分がちょっと保険の対象になっていなかったことから、このところで約6万円ほどが減額されておりました、修繕費が66万円だったところが保険金は59万8,461円となっておりますので、こういったことがなければ、ほぼ満額が補償費として支払われるというようなことになっております。

（金子）了解しました。

それでは、私のほうの歳入については以上でございます。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 6 分)



(開議 午後 2 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長より訂正の申出がありましたので、発言の許可をいたします。

(財政課長) 失礼いたします。先ほど決算書 64 ページの中学校債の説明をさせていただきましたところ、私「鴻巣西中受水槽工事」と言わなくてはいけないところを「鴻巣中学校受水槽」という形で間違えて読み上げてしまいました。申し訳ございません。正しくは「鴻巣西中受水槽工事」が正しいものになります。

以上です。

(委員長) ただいまご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田) では、歳入について、通告の中から、とりわけ市税のところの滞納の問題について、滞納の問題というか、滞納に対する対応の問題について質問をいたしたいと思います。

また、収入未済額がありますが、収入未済額はいわゆる出納閉鎖した時点での未済額ですけれども、その後どのようなになっているのか、その後の対応についてお答えください。

(財務部副部長) 市税徴収に関しましては、市の歳入の根幹である市税の確保、滞納繰越し分の圧縮に取り組んでおります。滞納繰越分の滞納整理と並行して現年度分の徴収を強化しております。納付態勢や納税折衝の機会を得るために現年度のみ滞納者へ年 5 回催告書を送付し、現年度のみ滞納であっても差押え可能な財産を把握するための調査を徹底し、換価しやすい債権を中心とした差押えを強化しております。5 月に決算を迎えますと、現年度分の収入未済となったものは 6 月以降は滞納繰越分となりますが、現年度と同じように滞納整理を継続します。納税相談の上、分割納付をされている方に関しては納付経過の観察を行

い、また早期に完納見込みのないものは財産調査を繰り返し行い、財産発見後は差押え、一方で差押え可能な財産がない滞納者の収入状況等を見て、完納が見込めない案件は滞納処分の執行停止としております。以上でございます。

（竹田）本当熱心にやっていただいているということは、市民にとれば非常に厳しい現実もあるのかなというふうに思いますが、差押えの内訳について教えてください。

（財務部副部長）令和3年度の差押件数は720件で、令和2年度と比較しますと72件の増加となっております。差押えの内容ですが、預貯金が525件で一番多く、次いで給与等が95件、生命保険が41件、不動産3件、所得税還付金が22件、農協への出資金の差押えが3件、普通自動車が1件、その他債権として貸しビルや駐車場などの賃借料、年金等が30件となっております。

以上です。

（竹田）預貯金があればあれですけれども、そのほかにいわゆる所得、給与の一定の部分も差し押さえたりはしている可能性もあると思うのですけれども、そのこのところの対応ではどのような注意を払いながらやっているのかお答えください。

（財務部副部長）給与の差押えにつきましては、給与のうち全額を差押えできるわけではなくて、禁止されている部分がございます。例えば源泉所得税相当額、地方税相当額、社会保険料相当額、あとは生活費相当額、あと体面維持費などは、それは生活最低限の費用として残すようにということで決まっておりますので、それを超えた部分を差押えするという形になります。

以上です。

（竹田）あとは、差押金額と先方が払える能力との関係では、それは基本的には合意なのか、それともこちらとしての意向を強く押し出すのか、そこら辺はどういうふうに対応されているのか伺います。

（財務部副部長）差押可能額で差押えする場合は、法律どおりの差押えとなります。ただし、滞納者の側の事情で、例えば複数の企業にお勤め

であって、お給料が別にあると。そちらで生活できるので、一方のほうはもっと多く差押えしてもいいよというお話が、たまにそういった事情もございます。そういった場合は、滞納者側の意向の金額で差押えをする場合もございます。

以上です。

（竹田）基本的には生活を保障するという視点は貫かれているということとは確認できるのかということと、あと普通自動車なんかも差し押えています、それはどのような形で押さえるのか。公売していますよというのが、よく収税対策課の前には車の写真までつけてやっていますけれども、その普通自動車の差押えの件もお尋ねします。

（財務部副部長）生活保障の部分につきましては、法律どおり差押えを執行しておりますので、保障されているものと考えております。

それと、普通自動車の差押えにつきましては、滞納者の自宅なり駐車場なりを訪問して、そこでタイヤロックをかけて（P. 49「陸運局で差押えの囑託をした後で、その後タイヤロックをかけて」に発言訂正）差押えという形になります。それで、市役所のほうにご本人に運転していただいて引き揚げを行うと。それから、インターネットで公売に付するという形になりますが、令和3年度につきましては、市役所のほうに搬入はしたのですが、ご本人のほうで完納したということで差押え解除となっております。

以上です。

（竹田）先ほどの差押えの中には、いわゆる様々なコロナ対応の給付金というものもいただいている人もいると思うのですが、そういう給付金については差し押さえてはいないのか、いるのか確認します。

（財務部副部長）給付金につきましては、コロナの関係のものだけではなくて、そういったものは差押えはしておりません。

以上です。

（竹田）分かりました。中には児童手当まで差押えの対象にしてひどいではないかというふうにあった事案もあるものですから、そういう点では基本的には人権をちゃんと守って対応していただくということが必要

と思います。

それと併せて、延滞税の問題で他の委員が聞きましたけれども、延滞税率はどのように今推移しているのか伺います。

(財務部副部長) 延滞金の率についてですが、本則は納期限から1か月経過するまでは7.3%、その後は14.6%となっております。平成21年は納期限から1か月の部分は4.5%、平成22年から25年の間は4.3%となりましたが、1か月経過後は14.6%のままでございました。平成26年から割合について改正がございまして、平均貸付割合に年1%を加算した延滞金特例基準割合が7.3%未満の場合には納期限から1か月を経過するまでは延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合、それ以降は延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合となり、令和3年度はそれぞれ2.5%、8.8%、令和4年は2.4%、8.7%となっております。26年以降を比較しましても、0.5%程度低くなっていることになっております。

以上です。

(竹田) 超低金利の時代で、でもまだ8%はあるわけですね。今後8.7%になるということでは、国のほうではこの延滞税率の検討はされているという何か情報はありますか。

(財務部副部長) 新たな制度というのは耳には入っておりませんが、平均貸付割合というのは毎年見直しがございまして、銀行の新規の短期貸付けの平均が下がれば延滞金もそれに伴って下がるという仕組みになっておりますので、見直しがされております。

(竹田) 分かりました。確かにお金に余裕のある人はふるさと納税までしてやれるけれども、お金があっても滞納する人も中にはいるということは私も承知していますが、基本的には余裕があるわけではなくて、今の時代ですから、コロナ禍、ガソリン高、物価高の中で、今後ぜひ温情味あふれる対応をお願いしておきながら不納欠損についてお尋ねをします。

監査委員の意見書の10ページに市税の不納欠損が出ています。この不納欠損に対するまず全体の評価というのはどのようにされておられるのか伺います。

(財務部副部長) 不納欠損につきましては、令和3年度は、執行停止から3年で不納欠損となったものが76件で、金額が291万4,848円、2年度と比較しまして13件の減、金額は191万3,264円の減となっております。それと、相続放棄や外国人が帰国してしまっただけで再入国の見込みがない、そういった、あとは実体がなくなってしまった法人など、即時停止等となっております。第5項の規定に基づき、即時消滅と判断したものの不納欠損は123件、金額は1,223万3,481円となり、令和2年度と比較しますと40件の増、470万9,302円の増となっております。一方、地方税法第18条該当の時効による不納欠損は183件、金額は460万978円で、令和2年度と比較しますと29件の減、金額は267万2,347円の減少となっております。全体では382件、金額は1,974万9,307円で、令和2年度と比較しますと2件の減、金額は12万3,691円の増となっております。

不納欠損額につきましては、収入未済額は順調に減少、減少ということで推移しておりますけれども、それに比例して減少するものではないと考えておりまして、平成29年度以降は不納欠損については増減を繰り返しているような状況でございますが、監査委員のほうからは一定の評価をいただいているところでございます。

以上です。

(竹田) 不納欠損の状況を見ると、まず財産がない、生活困窮、所在、財産不明というのがありますけれども、あとは時効消滅もあるのですが、一番は財産がない、生活困窮で基本的には滞納をします。そういう場合は、もう最初から欠損する前に課税の状況を見ながらやっていくという過程での相談というのはできるのかどうか確認をします。

(財務部副部長) 納税相談をいただいている方については、生活状況、収入支出の状況とか、そういったものを丁寧に聞き取りした上で、実際の財産調査の結果と照らし合わせて、収入状況から見て完納の見込みがない、もしくは一部もう欠損に持っていかないと完納の見込みがないよというものもあります。そういったものについては、そのような調査結果を踏まえて執行停止として、不納欠損に持っていくような手続を取っております。

以上です。

(竹田) 47ページです。企業版ふるさと寄附金で、100万円が1件、50万円が2件と、それから10万円が2件ということで先ほど報告があって、企業版ふるさと寄附金についてはホームページでアップして、感謝状まで差し上げているということですが、感謝状を差し上げるほどのことなのかどうか。税法上は、いわゆる法人税として寄附額の6割(令和4年9月16日開催政策総務常任委員会会議録P1、「9割」に発言訂正)を控除できるのです。税額控除できて得して、かつ感謝状をもらえるということそのものに対する、企業版のふるさと納税に対する考え方についてちょっと確認をしたいと思います。どのように考えておられるのか。感謝状を差し上げるほどのことなのかどうか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長)企業版ふるさと寄附金に関してです。感謝状を出すべきものなのかどうかというところになりますけれども、こちらの制度、寄附をいただいて市の事業を応援していただく、企業様がこちらの市の事業に共感していただいて応援していただくという形で、例えば10万円をいただいて、こちらの事業に使ってくださいというような形でもらうものになります。市としますと、こういった取組を応援してくださる方に関して、感謝の気持ちを込めた感謝状とか、そういったものの類いのものお出ししているという考えでございます。

(竹田) では、感謝状を差し上げた企業はどこですか。

(市長政策室長) 正確には現在次の、昨年度の寄附でございますので、今度の10月に予定をしております功績者表彰の中で感謝状贈呈の候補者として現在考えている状況でございます。ちなみに、企業名につきましてはアイルコーポレーション株式会社でございます。

(竹田) 今アイルコーポレーションとおっしゃいましたよね。幾ら下されたのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) アイルコーポレーションさんですけども、昨年度の寄附として100万円こちらのほうに企業版ふるさと寄附金として寄附をいただきました。

以上です。



(竹田) アイルコーポレーションは、昨年度100万円を寄附したと。  
この次の質問になります。63ページ、賑わい創出交流拠点事業、今年度からオープンして始めています。指定管理を受けた企業はどこですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらのほう、企業さん、アイルコーポレーション株式会社さんが指定管理を受けていると認識しています。

(竹田) ということは、前年度に100万円、さいたま市に本社がある企業ですが、寄附金を差し上げて、今年度指定管理でアイルコーポレーションがやっている。この構造をどのように評価されていますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 寄附をした企業が多分指定管理をやっていることに対しての見解ということになると思います。こちら内閣府のほうで企業に対して寄附の代償として経済的な利益を供与することは禁止している、先ほどこれは申し上げさせていただいたことだと思います。ただ、入札の契約に関する法令及び本市の定める条例、規則等を遵守し、公正なプロセスを経た上で寄附企業を契約の相手にすることは寄附の代償として経済的な利益を供与することには該当しないというような内閣府の見解があります。今回のアイルコーポレーションさんの件ですけれども、寄附につきましては指定管理の選定後、指定管理は12月の議会でご承認をたしかいただいたとっております。その後企業様のほうから申出があったものですから、寄附の代償としての経済的な利益を供与することには該当しないというふうには考えております。

以上です。

(竹田) それは、内閣府の見解ですよね。市民が見たら、政治的、道義的責任が問われるのではないのですか。日本共産党は、今回の企業版のふるさと納税を国として創設しました。そのときに反対したのです。なぜかといったら、市内の企業がその市にやって、そうしたら癒着の構造が生まれやすい構造になっていることを指摘し、反対しました。まさにこのとおりではないですか。鴻巣市も昨年度アイルコーポレーションから100万円、今後10月に行う功績者表彰で表彰の対象にしていると。かつ、翌年度には指定管理しているわけです。こういう構造を癒着の構造

と私は受け止めますが、市はどのような見解ですか。政治的、道義的責任としてどうなのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）竹田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど私のほうでも申し上げましたが、あくまでアイルコーポレーションさんのほうが寄附を申し出たのというのは、議決をいただいた後にもらっています。我々のほうはそこを、寄附をしたから選定しているというものではございませんで、選定をされた後にアイルさんのほうからこちらのほうに、鴻巣市のほうに寄附をいただいたということになりますので、そこに関しては癒着というところには該当しないのかなとは思っております。

以上です。

（竹田）受け止めの見解で様々な見解がありますので、政府の見解が様々、国民にとってはいろいろ見解が分かれているのと同時に、だから逆に言えば指定管理を受けた後に寄附をしているわけでしょう。それはどういう意味があるとお考えですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらはそのお礼というものでは決して、そういうふうには判断はしておりません。鴻巣市とこれから長いお付き合いという形のものなのか、ちょっとすみません、何とお答えしていいのか分かりませんが、決して竹田委員さんがおっしゃるような形のものとは私は考えておりません。

以上になります。

（竹田）分かりました。これは、では市民によく知らせて、市民の判断を仰ぐ私は材料にしていきたいというふうに考えています。

それとあと、50万円大成ロテックさんから頂いていますよね。大成ロテックさんというのは、市の指定、いわゆる工事発注を受けているのか、いないのか、確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）申し訳ありません。大成ロテックさんの件に関しましての工事の受注状況というのは、すみません、そこまで私調べておりませんが、この場であるなしのお答えはちょっと控えさ

せていただきたいと思います。申し訳ありません。

（竹田）大成ロテックさんは芝生の工事をして、その分を寄附にしているのです、ホームページを見る限り。そういう事業者なのです。ですので、よく調べていただいて、市と何ら関わりがあるような企業が最終的には市外だからといって寄附することができる、こういう仕組みというのがどんどん、どんどん広がっていけば、鴻巣市、公人ですよ。公的なところが企業との癒着に関わっていく可能性が私はあると思うので、企業版ふるさと納税を受け取りませんと、鴻巣はそういう企業との関係では癒着の構造をつくりませんと言えるのかどうか、ちょっとこのことについて見解を求めます。

（市長政策室長）企業版ふるさと納税につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こういった中で私どもは寄附を受け入れるという形で現在行っているところです。こちらにつきましては、まち・ひと・しごとというものが、これまでのいわゆる公だけではなかなかまちづくりが難しい、これから先厳しいというところも含めまして、官民が連携して事業を推進していく。その上で、当然企業との契約、こういったものと契約行為等は必ずありますけれども、これはこれで適正なプロセスを経た上できちっとやれているわけです。契約行為だとか。例えば先ほどございました指定管理者の選定につきましても、きちんと指定管理者の選定方法に基づいて選定を行っているものでありまして、企業版ふるさと納税につきましてもこちらの法律に基づきましてきちんと手続を踏まえた上で行っているという認識の中で、企業のほうでも社会的な貢献をしたいという部分と、当然税制上のメリットもあるのも事実ですけれども、そちらを両方企業のほうで判断をした上で寄附先の市町村ですとかを決めてご寄附をいただいているところですので、これからもきちんとした手続は当然行っていく上で、企業版ふるさと納税につきましても鴻巣市においては引き続き寄附は受け入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（竹田）最後の項目に移ります。

賑わい創出交流館のいわゆる地方債を組んでいますよね。財政当局としては、この事業をすることの効果、どのように評価されていますか。

（財政課長）今委員のご質問の関係は歳出関係、効果と申しますと、私どもは歳入の事業債を借り入れる上での事務をしておりますので、そちらのほうに関しましては市民環境常任委員会での付託案件になるかと思っておりますので、答弁のほう差し控えさせていただきます。

（竹田）今のはとんでもない答弁ですよ。事業の中身については市民環境になるかもしれないですけども、財政当局として借入れをすることは、その財政というのは市民の税金です。それを使って事業をする。だから、財政的な効果を投入した関係、効果があったとか、ないとかというのは財政担当者としては私はちゃんと判断すべきだと思います。市民の税金で事業をして、借入れしてやっているわけでしょう。それを事業の効果はどうだったかというふうに評価するのは当たり前ではないですか。最少の税金を使って大きな効果を生み出すというのは地方自治法でもうたわれています。ですから、この担当課に聞いてほしいというのは財政課としての対応ではないと思います。財政当局としてどうなのかということとはちゃんと判断すべきだというふうに思います。財源は市民の税金ですから。

（委員長）今、質問ですか。

（何事か声あり）

（委員長）もう一回聞くということですか。

（竹田）では、ちゃんと財政当局として効果はどうだったかということはどう判断しているか伺います。

（財政課長）昨年度整理をさせていただきますして、今年度実際の事業を行っている状況ですので、今年度、事務事業評価等を確認させていただきながら効果のほどは皆さんに報告していくような形になるかと思っておりますので、まだ実際効果がどうだったかというのはこの場では申し上げられないかと思っております。

以上です。

（財務部副部長）すみません、1点訂正をお願いいたします。

竹田委員の質疑の中で、普通自動車の差押え、私のほうでタイヤロックをするというお話をさせていただいたのですけれども、その前に陸運局で差押えの囑託をした後で、その後タイヤロックをするということで訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

（委員長）では、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（中野）それでは、議案第56号、令和3年度一般会計、歳入のほうについて質問いたします。

最初に、15ページの滞納金について質問しているわけではありますが、最初の個人市民税、これは前年と比べて、滞納繰越金が僅かとはいえ、74万3,908円減少になっているわけですが、それだけ努力したのではなかろうかというふうには取れるのですが、一方、法人市民税が774万2,300円増えてしまっているのです。聞こうと思ったら前任の田中委員のほうからそれがあって、コロナの関係で滞納金が増えたというような答弁がありましたので、これはそれですとします。

同じ理由かどうか分かりませんが、固定資産税についても滞納金が、法人のほうで660万7,000円ほど増えてしまっているのです。この理由についてちょっとお聞きしたいと思います。

（財務部副部長）先ほどの法人市民税の答弁と重なる部分がありますけれども、答弁させていただきます。

令和2年度には、コロナ対策として新型コロナウイルスに係る特例徴収猶予制度が創設されました。その猶予制度が適用された場合には、本来の納期限から1年間を限度として納付が猶予されるもので、本市では126件、国保税や県民税分を含め総額3,539万1,100円を許可しております。税目別の内訳は、市県民税の普通徴収が24件、573万900円、市県民税特別徴収が54件、202万3,800円、法人市民税が29件、1,008万3,000円、固定資産税、都市計画税が16件、1,612万2,000円、国民健康保険税が14件、143万1,400円となっており、法人市民税が全体の28.5%、固定資産税、都市計画税が45.6%を占めております。これら令和2年度に猶予許可を受け収入未済となったものは、令和3年度の滞納繰越し分となったわけ

ですが、1年間を限度とした猶予期間終了に伴い納付されたことが令和3年度の滞納繰越し分の固定資産税の収入済額が前年度に比べ増額になった要因の一つであると考えております。

以上です。

(中野) 今申し上げました固定資産税のほうの繰越し、これが増えているという、滞納繰越金が増えているということについて副部長のほうから答弁ございました。関連があるので、ちょっとお聞きしたいのですが、この固定資産税について、表で見ると不納欠損が307万1,900円あるのです。不納欠損。この件数と内訳等があったら、ちょっとそれをお聞きしたいのですが。分かります。分からない、今。

(財務部副部長) 固定資産税の不納欠損額は、60件で310万1,620円になっております。地方税法第15条の7第4項の該当で、第1号、無財産につきましては48万1,276円、これ5件です。それから、生活困窮が12万4,490円で5件。それと、即時停止123万5,178円で13件。あとは、地方税法第18条の消滅時効にかかったものが126万676円、37件となっております。

以上です。

(中野) それでは、次に19ページなのですが、7款1項1目の地方消費税交付金、これが昨年と比べると2億477万6,000円増えているわけです。この地方消費税交付金が増えた主な要因についてお聞きしておきます。

(財政課長) 地方消費税ですが、消費税と併せて国に納付され、その翌々月までに県に払い込まれ、市町村に配分されるものとなっております。令和2年度は、1年間全てが引上げ影響を受けたことにより、国に納められた消費税が増となったという要因もございましたが、令和3年度につきましては、個人消費の回復、またエネルギー価格の上昇など、購入額が膨らむことによりさらに額が伸びたと考えております。

(中野) 今の答弁を要約すると、令和2年度に比べて個人消費、それからもう一つは法人関係も消費が増えていると思うのですが、そうしたことによる収入増というふうに聞こえたのですが、そういう形で確認してよろしいですか。

(財政課長) 私どもも県、国からそういう細かい数値というのは実際には来ない状況ですが、報道等を見させていただく限りはそういう形のものと考えております。

以上です。

(中野) それでは、歳入はこれが最後になるかと思いますが、29ページの16款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ繰越明許分2億3,100万円を除くと4億2,642万2,000円というふうに決算書に記載されておりますが、これは昨年比で見ると8億5,035万9,000円(令和4年9月16日開催政策総務常任委員会会議録P1。「8億8,635万9,000円」に発言訂正)が減額となっているのです。私は、令和2年度と令和3年度を比べたら、このコロナ関係の言わば第6波、第7波ということから鑑みると、なぜこれがこういうふうになったのかというのがちょっと分からないので、その辺の今言った8億5,035万9,000円(令和4年9月16日開催政策総務常任委員会会議録P1。「8億8,635万9,000円」に発言訂正)減額となった主な要因についてちょっと教えていただきたいと思っております。

以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 中野委員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減になった理由というところでお答えさせていただきたいと思えます。

減になった要因を分析させていただきました。そうしましたところ2点ほどございまして、まず1点目ですけれども、先ほど委員さんもおっしゃったとおり、国が配分する地方単独分と補助裏分とあるのですけれども、地方単独分の交付の基準交付額が、国のほうが7割近く減額しております。ですから、元の金額が、国から自治体に下りてくる額が7割近く減額しております。

それと、もう一点ですけれども、令和3年は事業者支援分というものがあつたと思うのですけれども、そちらの交付基準につきましては通常の感染者の状況とかそういったものが普通は算定される根拠なのですけれ

ども、事業者支援分につきましては事業所数を基礎として算定されています。当然鴻巣市内には事業所数が、普通の感染状況の割合に比べて交付割合が低くなっているということがありまして、トータル的に減になったということが考えられます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後2時38分)